

〔仮称〕川島桶川資源循環センターに関する都市計画原案の閲覧、説明会を実施

都市計画法第16条第1項の規定に基づき、川島町が決定する都市計画の原案の閲覧、説明会などを行います。

都市計画原案の閲覧

- 期間 8月3日(月)～17日(月)
午前8時30分～午後5時15分
(土・日・祝日を除く)
- 場所 川島町まち整備課(12番窓口)、桶川市環境対策推進課、町ホームページ

説明会

- 日時 ①8月7日(金)午後6時～
②8月8日(土)午前10時～
- 場所 地域活動センターイースト2階 大会議室
- 対象 川島町、桶川市に在住の方および利害関係のある方

公述申出書の配布・提出

配布

- 日時 8月3日(月)午前8時30分～
- 場所 川島町まち整備課(12番窓口)、町ホームページ

提出

- 期間 8月3日(月)～17日(月) ※必着
- 方法 申出書に必要事項を記入のうえ、窓口へ提出または郵送

※公述申出書の提出があった場合、公述の場合は個別に連絡します。

詳しくは町ホームページをご覧ください。



問 まち整備課 都市計画グループ ☎ 049-299-1763

環境センターからのお知らせ

お盆期間中のごみの収集・持込み

ごみ収集

収集日程は、ごみ出しカレンダーまたは町ホームページをご覧ください。



ごみの持込み

環境センターへのごみの持込みは、下記のとおり受付します。
なお、お盆期間中は非常に混雑します。ご自宅で分別を行ったうえで、時間に余裕を持ってお越しください。

8/8 (土)	8/9 (日)	8/10 (月)	8/11 (祝・火)	8/12 (水)	8/13 (木)	8/14 (金)	8/15 (土)	8/16 (日)
×	×	○	×	○	○	○	△	×

○ 受付時間：午前9時～11時30分、午後1時～4時

△ 受付時間：午前9時～11時30分

× 受付なし



問 環境センター ☎ 049-297-5666

住宅や店舗、倉庫などを取り壊したら届出を

住宅や店舗などの建物(家屋)に対する固定資産税は、毎年1月1日現在、家屋を所有している方に課税されます。

家屋を取り壊した場合は、速やかに以下へ届け出てください。

届出先・方法

登記家屋(家屋番号あり)

さいたま地方法務局川越支局に、「滅失登記申請書」を提出してください。

未登記家屋(家屋番号なし)

税務課 課税グループに、「家屋滅失届」を提出してください。

問 さいたま地方法務局川越支局

☎ 049-243-3824

税務課 課税グループ

☎ 049-299-1757

